

○^{経済産業省}
^{国土交通省}告示第二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十一条第二項の規定に基づき、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準

I 非化石エネルギーへの転換の基準

荷主は、非化石エネルギーの供給の状況及び荷主における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省・国土交通省告示第9号）に従って講じた措置の状況その他の事情に応

じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、次に掲げる諸基準を遵守することを通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（以下「貨物の輸送」という。）に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るものとする。

なお、非化石エネルギーへの転換に関する措置の中にはエネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

① 取組方針の策定

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に対する取組方針を定める。

② 社内体制の構築

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し、責任者を設置し、責任者は、以下の責務を果たす。

ア (1)①に規定する取組方針を踏まえて非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための計画を他の

部門と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関に当該計画の承認を受けること。

イ アの計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。

ウ 貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し、社内研修を行うための体制を整備すること。

③ エネルギー使用実態等のより正確な把握とその方法の定期的確認

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握する。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努める。

④ 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく定期の報告における非化石エネルギーへの転換の取組等に関する情報の開示について検討すること。

(2) 貨物輸送事業者等との連携

- ① 貨物輸送事業者と連携して、水素その他の非化石エネルギーを使用する自動車（電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車のことをいい、以下「非化石エネルギー自動車」という。）、鉄道、船舶又は航空機を選択し、非化石エネルギーへの転換を図る。
- ② 非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具による貨物の輸送に当たっては、貨物輸送事業者の非化石エネルギーの使用の実態を考慮し、貨物輸送事業者が非化石エネルギーの充てん又は充電時間を適切に設定することや積載量又は航続距離等に応じて適切な輸送用機械器具を選択することを通じて効率的に運行又は運航できるよう、他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して配送計画を検討する。

II 非化石エネルギーへの転換の目標及び計画的に取り組むべき措置

荷主は、Iに掲げる諸基準を遵守するとともに、非化石エネルギーの供給の状況及び貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、諸目標

及び措置の実現に努めるものとする。

また、荷主は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じることを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならない。

(1) 取組方針の作成及びその効果等の把握

① 目標の設定

ア 目標の設定に当たっては、別表第1及び別表第2に掲げる輸送用機械器具を使用する貨物の輸送を行わせる場合にあつては、当該輸送用機械器具ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、荷主（当該者が認定管理統括荷主である場合にあつては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主）ごとにそれぞれの輸送用機械器具に係る非化石エネルギーへの転換の目標を定めるものとする。

イ 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の策定や実施に当たっては、必要とする非化石エネルギー自動車の台数等を書面又は電子的方法により貨物事業者に対して示した上で、協議を行う。

ウ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組

による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

② 国際的な貨物の輸送における取組の促進

国内から海外へ若しくは海外から国内へ又は海外での輸送に関し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を把握する。

(2) 関連インフラの整備

他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具の導入を後押しし、円滑な運用を図るため、荷役作業等の時間を利用して非化石エネルギーを充てん又は充電するための関連インフラを整備する。

(3) 貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議

非化石エネルギー自動車での貨物輸送を発注することにより、貨物輸送事業者において生ずる非化石エネルギー導入費用の運賃等への反映について貨物輸送事業者から協議の要請がある場合には、同協議に応じることとし、その上で、同費用を運賃等設定における考慮要素とするよう努める。

別表第1 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準

輸送用機械器具	指標	目安となる水準
車両総重量が 8 トン以下の貨物自動車	2030年度における自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の台数に占める非化石エネルギー自動車の台数の割合	5 パーセント

(備考)

1 この表において「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。

- 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
- 二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

2 化石燃料を使用するハイブリッド自動車は、非化石エネルギー自動車には該当しないが、エネルギー

一の使用の合理化に重要な役割を果たすことから、国は、非化石エネルギーへの転換の取組の評価を行うに当たっては、荷主が輸送に使用するハイブリッド自動車の台数も参考事項として考慮するものとする。

別表第2 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準

輸送用機械器具	目安となる水準
貨物自動車、船舶、 鉄道、航空機	<p>1 技術開発・実証試験への参画</p> <p>(1) 貨物輸送事業者等と連携した輸送用機械器具の技術開発・実証試験</p> <p>ア 貨物自動車について、貨物輸送事業者や自動車製造業者等と連携して非化石エネルギー自動車に係る技術開発・実証試験を進めること。</p> <p>イ 船舶について、貨物輸送事業者や船舶に係る製造業者等と連携して非化石エネルギーを使用する船舶の技術開発・実証試験を進めるこ</p>

と。

ウ 鉄道について、貨物輸送事業者や鉄道車両に係る製造業者等と連携して非化石電気の利用や非化石燃料を使用する車両に係る技術開発・実証試験を進めること。

エ 航空機について、貨物輸送事業者や航空機に係る製造業者等と連携して非化石燃料を使用する航空機に係る技術開発・実証試験を進めること。

(2) 非化石燃料の技術開発・実証試験

輸送用機械器具におけるバイオ燃料、水素、アンモニア等の非化石燃料の使用拡大を目指し、非化石燃料に係る製造業者等と連携して技術開発・実証試験を進めること。

2 貨物輸送事業者等の連携

(1) 他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化

石エネルギーを使用する輸送用機械器具や充電インフラの導入計画を策定すること（船舶においては、陸上に給電設備を設けることを含む。）。

(2) 他の荷主、準荷主、貨物輸送事業者その他の関係者と連携して、非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具の積載量、航続距離、充電又は充電時間等に考慮した配送計画等の運用ルールを策定すること。

3 輸送用機械器具への使用を目的とした非化石エネルギーの供給

エネルギー供給事業者等と連携して、非化石電気又は非化石燃料の生産設備の整備や非化石電気又は非化石燃料の供給を進めることにより、輸送用機械器具に係る非化石エネルギーへの転換を図ること。